滝沢浄水場更新整備等事業

実　施　要　綱

平成 25 年 6 月

会津若松市水道部

目　　次

前　文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 本事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.1 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2 事業内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2.1 事業名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2.2 公共施設等の管理者の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2.3 事業場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2.4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1.2.5 対象業務範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.2.6 対象事業における要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1.2.7 事業方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1.2.8 事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1.2.9 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1.2.10 事業者の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1.2.11 事業用地等の使用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・5
1.2.12 許認可等の取得に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1.2.13 遵守すべき関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2 事業者の募集及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2.1 事業者の募集及び選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2.1.1 事業者の募集及び選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2.1.2 委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2.2 事業者参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2.2.1 応募者の構成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2.2.2 応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2.2.3 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い・・・・・・・・・・・・10
2.3 本事業に係る事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2.4 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2.4.1 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2.4.2 使用言語、単位等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2.4.3 著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2.4.4 特許権等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2.4.5 提出書類の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2.4.6 提供資料の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2.4.7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3 事業者選定の日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3.1 募集及び選定の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4 応募の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4.1 実施要綱等の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4.1.1 交付日時及び交付場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4.2 実施要綱等に関する質問の受付及び回答の公表・・・・・・・・・・・・・13
4.2.1 質問の受付期間及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.2.2 提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.2.3 実施要綱等に関する質問への回答の公表・・・・・・・・・・・・・13
4.3 説明会及び現場見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.3.1 説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.3.2 現場見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

4.3.3 申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.3.4 申込期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4.4 資料の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.4.1 実施期間及び実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.4.2 申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.4.3 申込期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.5 応募表明書及び応募資格確認申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.5.1 提出期間及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.5.2 提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.5.3 応募の辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4.6 応募資格確認の審査及び補正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.7 応募資格確認結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.8 提案書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.8.1 提出期間及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.8.2 提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.8.3 提出部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.8.4 提案書作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.9 既存施設の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4.9.1 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4.9.2 調査期間及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4.9.3 調査の場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4.9.4 調査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4.9.5 調査参加申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4.9.6 申込期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5 提案書等の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
5.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・16
5.2 委員会の審査及び審査事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
5.3 最優秀提案の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
5.4 優先交渉権者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
5.5 失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
6 事業実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
6.1 業務遂行管理責任者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
6.2 統括責任者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
6.3 事業活動拠点の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
6.4 業務の再委託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
6.5 本事業で予想されるリスクとリスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・・18
6.6 対象施設と所在地等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
6.7 保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
6.8 本事業の実施状況の監視(モニタリング)・・・・・・・・・・・・・・・・・18
7 契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
7.1 事業契約に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
7.2 特別目的会社(SPC)の設立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
8 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
8.1 応募資格確認時の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
8.2 提案書提出時の提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
9 本事業に関する問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
【別紙１】リスク分担表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

前　文

本実施要綱は、会津若松市（以下、「本市」という。）が滝沢浄水場更新整備等事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により募集及び選定するにあたり必要な事項を定めるものであり、別添の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下、「実施要綱等」という。）。

①　業務要求水準書
②　事業者選定基準
③　実施要綱関係様式集
④　技術提案様式集
⑤　基本協定書（案）
⑥　設計及び建設工事請負契約書（案）
⑦　浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書（案）
⑧　浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書（案）

応募希望者は、実施要綱等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成・提出するものとする。なお、実施要綱等と本事業に係る実施方針（平成 25 年 4 月 5 日公表）及び実施方針に関する質問への回答書（平成 25 年 5 月 20 日公表）とに相違がある場合は、実施要綱等の記載を優先するものとする。

1　本事業の概要

1. 1　事業の目的

本事業は、老朽化が著しい滝沢浄水場について、将来予想される原水の悪化に対応するとともにクリプトスポリジウムへの対策を講じ、高濁度発生時における浄水機能を確保することを目的として、現在の滝沢浄水場敷地内に膜ろ過方式による新浄水場を建設するものである。また、あわせて滝沢浄水場並びにその他浄水場の水道施設の維持管理を適正に実施することにより、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うことを目的とする。

1. 2　事業内容に関する事項

1. 2. 1　事業名称

滝沢浄水場更新整備等事業

1. 2. 2　公共施設等の管理者の名称

会津若松市水道事業管理者　武藤周一

1. 2. 3　事業場所

⑴　更新対象施設

①　会津若松市一箕町　滝沢浄水場内

⑵　既存施設
①　会津若松市一箕町　滝沢浄水場内
②　会津若松市東山町　東山浄水場内
③　会津若松市大戸町　大戸浄水場内
④　会津若松市河東町　六軒浄水場内
⑤　会津若松市河東町　強清水浄水施設内

1．2．4　対象施設

本事業における対象施設は、新設対象施設、既存流用対象施設、撤去対象施設及び既存施設からなる。

⑴　新設対象施設
①　導水施設
②　浄水施設
③　送水施設
④　貯水施設
⑤　電気計装設備
⑥　場内配管
⑦　管理棟
⑧　膜ろ過棟
⑨　環境対策施設
⑩　応急給水設備
⑪　付帯施設

⑵　既存流用もしくは撤去対象施設
①　普通沈澱池
②　緩速 3 号配水池
③　急速 3 号配水池
④　排水処理施設
⑤　天日乾燥床
⑥　汚泥ケーキ乾燥棟

⑶　撤去対象施設
①　緩速ろ過施設
②　急速ろ過施設
③　緩速 1 号、2 号配水池
④　急速 1 号、2 号配水池
⑤　加圧ポンプ室
⑥　八幡配水池揚水ポンプ場
⑦　既設管理棟
⑧　場内配管
⑨　取水計量室及び緩速量水井
⑩　屋外トイレ及び車庫

⑷　既存施設

①　滝沢浄水場

②　東山浄水場

③　大戸浄水場

④　六軒浄水場

⑤　強清水浄水施設

1．2．5　対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、新設対象施設及び既存流用対象施設の建設、撤去対象施設の撤去並びに新設対象施設、既存流用対象施設及び既存施設の維持管理からなる。

なお、設計期間及び工事期間における既存施設及び事業者が仮設施設を設置する場合、その施設の維持管理については、事業者が行う。また、本事業における維持管理は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に規定する業務の委託（第三者委託）により事業者が行う。

⑴　滝沢浄水場更新整備業務

1）　設計業務

①　基本設計業務（事前調査業務）

②　詳細設計業務

③　設計に伴う各種申請等の補助業務

④　国庫補助金申請等業務

2）　工事業務

①　工事業務（各種工事及び工事現場管理含む）

②　建設に伴う各種許認可の申請業務

③　周辺環境調査、電波障害等対策業務

⑵　浄水場等維持管理業務

1）　滝沢浄水場（更新）維持管理業務

①　運転管理業務

②　保守点検業務

③　水質管理業務

④　修繕業務（更新対象施設）

⑤　膜交換及び膜薬品洗浄業務

⑥　消耗品調達管理業務

⑦　薬品調達管理業務

⑧　光熱費燃料等の調達管理業務

⑨　汚泥運搬及び処分業務

⑩　見学者対応業務

⑪　植栽管理、清掃及び除雪業務

⑫　防犯業務

⑬　災害、事故及び緊急時対応業務

⑭　住民対応業務
⑮　事業終了時の引継ぎ業務

2)　既存施設維持管理業務
① 既存施設の維持管理業務の引継ぎ業務
② 運転管理業務
③ 保守点検業務
④ 水質管理業務
⑤ 修繕業務（既存施設）
⑥ 膜薬品洗浄業務
⑦ 消耗品調達管理業務
⑧ 薬品調達管理業務
⑨ 光熱費燃料等の調達管理業務
⑩ 汚泥運搬及び処分業務
⑪ 見学者対応業務
⑫ 植栽管理、清掃及び除雪業務
⑬ 防犯業務
⑭ 災害、事故及び緊急時対応業務
⑮ 住民対応業務
⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

1.2.6　対象業務における要求水準

本事業及び本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、別に公表する「業務要求水準書」に定める。

1.2.7　事業方式

本事業は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、建設、維持管理並びに既存施設の維持管理を一括して実施するDBO方式で実施する。なお、新設対象施設の建設に対しては、厚生労働省の水道施設整備費国庫補助金等を受けることを予定しており、事業者は、補助金申請等に伴う資料作成等を行う。設計、建設及び撤去に必要な資金については本市が調達する。

新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理並びに既存施設の維持管理業務については、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託とする。

なお、本事業に係る許認可については、関係機関と協議中である。

1.2.8　事業期間

契約締結の日から平成45年3月31日までを事業期間とする。事業の具体的な実施期間は次のとおりである。

⑴　新設対象施設設計・建設期間
平成26年4月1日～平成30年3月31日まで（4年間）

⑵　新設対象施設維持管理期間

平成30年4月1日～平成45年3月31日まで（15年間）

⑶　既存施設維持管理期間

平成26年4月1日～平成45年3月31日まで（19年間）

1．2．9　事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおりである。

表1-1　事業スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	平成25年12月
設計及び工事の着手	平成26年4月
設計及び工事期間	平成26年4月～平成30年3月（4年間）
建設完了	平成30年3月
更新対象施設の維持管理期間	平成30年4月～平成45年3月（15年間）
既存施設の維持管理期間	平成26年4月～平成45年3月（19年間）
契約終了	平成45年3月

1．2．10　事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。詳細については、設計及び建設工事請負契約書(案)並びに浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書(案)を参照のこと。

⑴　対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価

本市は、設計及び建設工事請負契約書(案) の定めるところにより、対象施設の設計業務及び工事に係る対価を支払う。

⑵　対象施設の維持管理に係る対価

本市は、浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書(案)の定めるところにより、対象施設の維持管理業務に係る対価を支払う。

1．2．11　事業用地等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、既存施設等について、事業者は本市の許可を得てこれを無償で使用することができる。

1．2．12　許認可等の取得に関する事項

本事業に関する許認可等の変更の届出は、本市が実施する。届出は、事業者の決定後、可及的速やかに行う予定であるので、事業者は、届出に必要な図書の作成等について本市に協力すること。また、事業者は、本事業の実施に関して本市が行う国庫補助金申請等の各種申請についても、本市に対し、資料作成等の支援を行うこととする。

本市は、事業者が本事業の実施に必要な各種許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力するものとする。

1．2．13　遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当り必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。詳細については、業務要求水準書を参照のこと。

2　事業者の募集及び選定に関する事項

2．1　事業者の募集及び選定方法

2．1．1　事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、下記のとおり実施する。

⑴　応募資格確認

応募資格について、本市が指定する資格要件を満たすことを確認する。

⑵　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者から提案書が提出された後、2.1.2 に示す委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

⑶　提案書の審査

2.1.2 に示す委員会は、応募資格要件を満たす応募者から提出された提案書の記載内容について、事業者選定基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

2．1．2　委員会の設置

2.1.1 に示す事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等による「滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員は、表 2-1 のとおりである。本市は、委員会の選定結果をもとに最優秀提案者を優先交渉権者と決定する。

なお、応募者が、委員会が最優秀提案者を決定する前に、本事業について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合は失格とする。

表 2-1　委員名簿

	氏　名	所属・役職
委 員 長	小泉　明	（公）首都大学東京　参与　都市環境学部　特任教授
副委員長	長谷川守夫	会津若松市水道事業経営審議会　会長
委　　員	滝沢　智	（国）東京大学大学院　工学系研究科　都市工学専攻　教授
委　　員	佐藤　裕弥	（株）浜銀総合研究所　地域戦略研究部地域経営研究室　室長
委　　員	田中　益成	会津若松市水道事業経営審議会　委員
委　　員	浅川　和洋	会津若松市水道部部長
委　　員	横山　郁夫	会津若松市水道部企画副参事兼施設課長

2. 2　事業者参加資格に関する事項

2. 2. 1　応募者の構成等

⑴　応募者の構成等は次のとおりとする。

① 応募者は、単独企業又は市内企業を含む複数の企業により構成されるグループ(以下、「グループ」という。) とする。

② グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数の上限は任意とするが本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。グループは構成員を代表する企業 1 社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請及び提案書提出手続きを行う。

③ グループは、対象施設の設計を行う企業（以下、「設計企業」という。)、対象施設の建設、撤去を行う企業(以下、「工事企業」という。)及び対象施設の維持管理業務を行う企業 (以下、「維持管理企業」という。) により構成されることを基本とする。

④ 受注者は、本事業に係る基本協定の締結後、浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）の締結までに、対象施設の維持管理業務の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する。

⑤ 構成員のうち、SPC に出資を予定するものは「SPC 出資会社」とし、代表企業をはじめ、工事企業及び維持管理企業はすべて SPC 出資会社となる必要がある。また別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の受注者についても当該 SPC の出資会社となる。なお、代表企業の株式保有割合は、SPC の設立から維持管理業務委託契約の終了まで 100 分の 50 を超えるものとし、構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPC の設立から維持管理業務委託契約の終了まで 100 分の 30 を超えなければならない。

⑥ グループは、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、SPC 出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び工事について代表企業と各構成員との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。また当該設計業務及び工事の分担に関する協定では、市内業者が分担する業務等は、設計及び建設工事請負代金の 100 分の 20 以上相当になるよう努めなければならない。なお、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時までに分担金額が決定されない場合は、その理由及び市内業者が分担する業務が設計及び建設工事請負代金の 100 分の 20 以上相当となる旨を当該協定書に明示すること。

⑦ 工事企業の間で共同企業体(以下、「建設 JV」という。)を結成する場合、甲型建設 JV においては、構成員のうち最小の出資割合は、構成員が 2 社の場合は 100 分の 30 以上、3 社の場合は 100 分の 20 以上、4 社の場合は 100 分の 15 以上、5 社の場合は 100 分の 12 以上、6 社の場合は 100 分の 10 以上とすること。

⑧ グループの構成員は、他のグループの構成員になることができない。

2. 2. 2　応募者資格要件

⑴　共通の応募資格要件

①　平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されている者で、「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

②　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者でないこと。

③　次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

④　法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

⑤　会津若松市に未納の税額がないこと。

⑥　業者の募集及び選定に係るアドバイザリー業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し又はその出資の 100 分の 20 以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及びアドバイザリー業務に関与した者は本事業の事業者選定に係る応募者となることはできない。

アドバイザリー業務に関与した者は次のとおりである。

新日本有限責任監査法人

弁護士法人 関西法律特許事務所

⑦　「滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会」の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

⑧　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号) 第 4 条に規定する者をいう。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと。

⑵　各業務における応募資格要件

応募者は、対象施設の設計、建設、撤去及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

①　設計に関する要件

設計企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 25 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の

選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が1名以上在籍していること。

② 建設、撤去に関する要件

工事企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- 提案書を提出する時点で公益財団法人水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。
- 提案書を提出する時点で膜モジュールは、一般社団法人膜分離技術振興協会の水道用膜モジュール規格（AMST 規格）認定を受けたものを使用すること。
- 国内において表流水を原水とした膜ろ過方式による 1,000 ㎥／日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場の建設実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る。
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 応募表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については市内及び準市内業者の場合 750 点以上、市外業者の場合 1,400 点以上、建築一式工事については市内及び準市内業者の場合 790 点以上、市外業者の場合 1,500 点以上、機械器具設置工事及び水道施設については市内及び準市内業者 670 点以上、市外業者の場合 1,200 点以上、電気工事については市内及び準市内業者 710 点以上、市外業者の場合 1,200 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

③ 維持管理に関する要件

維持管理企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- 国内において 10,000 ㎥／日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る。）の維持管理実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る。また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）の浄水施設運転管理業務実績が急速ろ過方式 5 年以上かつ緩速ろ過方式 3 年以上の経験を有する者。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。
- 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 次に掲げる有資格者を配置（SPC に在籍し、本施設に常勤すること。）できること。

  ア 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 5 年以上ある者。

・　次に掲げる有資格者を組織できること。

ア　水道浄水施設管理技士１級・２級の資格を有する者。

⑶　応募資格の確認基準日

応募資格確認基準日は、応募資格審査申請書の提出期限日とする。

2．2．3　応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

⑴　応募資格確認基準日の翌日から提案書の受付締切日までの間に応募資格を喪失した場合。

①　代表企業が応募資格を喪失した場合

代表企業が 2.2.2⑴及び 2.2.2⑵に示す応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について応募資格を認められた者が当該グループの構成員の中に存在し、かつグループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、プロポーザルに参加することを認める。この場合、当初の代表企業はグループから除外すること。

②　代表企業以外の SPC 出資会社が応募資格を喪失した場合

代表企業以外の SPC 出資会社が応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、応募資格を失った SPC 出資会社はグループから除外すること。

⑵　提案書の受付締切日の翌日から優先交渉権者決定の通知日までの間に応募資格を喪失した場合、単独企業又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

2．3　本事業に係る事業費

本事業の事業費の上限額は、次のとおりである。

・　対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価については、金　6,519,047 千円

・　対象施設の維持管理に係る対価については、金　6,654,233 千円

ただし、この額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものである。

2．4　留意事項

2．4．1　費用負担

応募に際し、提案に係る費用はすべて応募者の負担とする。

2．4．2　使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2．4．3　著作権

応募者から本実施要綱等に基づき提出される書類に含まれる著作物の著作権は、当該応

募者に帰属する。ただし、提案審査結果の公表その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は、当該応募者に事前に通知した上で、必要な範囲でこれを無償で使用することができる。また、応募者から提出された書類は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）に基づき公開されることがある。

2.4.4　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

2.4.5　提出書類の取扱い

応募者から提出された書類は返却しない。また、提出後における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示をした場合を除き認めない。

2.4.6　提供資料の取扱い

応募に際して本市が提供する資料は､提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、提案に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は提示してはならない。

2.4.7　その他

本市は、実施要綱等に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本事業に係るホームページ（｢9 本事業に関する問合せ先」に示すＵＲＬ。以下同じ。）を通じて応募者に通知する。また、募集公告以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本事業に係るホームページで行う。

3　事業者選定の日程等

3.1　募集及び選定の日程

事業者の募集及び選定の日程は、以下のとおり予定している。

表 3-1　事業者の募集及び選定の日程（予定）

項　　目	日　　程
募集の公告	平成 25 年 6 月 20 日
実施要綱及び業務要求水準書等の交付	平成 25 年 6 月 20 日～24 日
第 2 回説明会及び現場見学会	平成 25 年 6 月 25 日～26 日
資料閲覧の期間	平成 25 年 6 月 25 日～7 月 2 日
第 2 回質問受付	平成 25 年 7 月 1 日～5 日
応募表明書及び応募資格審査申請書類受付	平成 25 年 7 月 16 日～19 日
第 2 回質問回答	平成 25 年 7 月 22 日
応募辞退届提出期限	平成 25 年 8 月 2 日
応募資格審査結果の通知	平成 25 年 8 月 5 日
提案書の受付期間	平成 25 年 9 月 2 日～13 日
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成 25 年 10 月 8 日
審査結果の通知	平成 25 年 11 月上旬
基本協定の締結	平成 25 年 11 月中旬
SPC の設立及び協定・契約条件等協議	平成 25 年 11 月中旬～12 月上旬
契約の締結	平成 25 年 12 月中旬

4　応募の手続等

4.1　実施要綱等の交付

応募希望者に対して、「実施要綱」「業務要求水準書」「事業者選定基準」「実施要綱関係様式集」「技術提案様式集」「基本協定書（案）」「設計及び建設工事請負契約書（案）」「浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書（案）」「浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書（案）」を交付する。

4.1.1　交付日時及び交付場所

⑴　交付日時　　平成 25 年 6 月 20 日(木)～24 日(月)
午前 10 時～正午　及び　午後 1 時～午後 4 時
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

⑵　交付場所　　会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
会津若松市水道部総務課総務グループ

4. 2　実施要綱等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要綱等に関する質問の受付及び回答の公表は、以下のとおり実施する。

4. 2. 1　質問の受付期間及び時間

平成 25 年 7 月 1 日（月）～5 日（金）午後 5 時　必着。

4. 2. 2　提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施要綱等に関する質問書（様式 3）に記入の上、「9.本事業に関する問合わせ先」に示すアドレスに宛てた電子メールにより提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。また、これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。ファイル形式は Microsoft 社製 Office　Word2003(Windows 版)形式とし、PDF 等は不可とする。

4. 2. 3　実施要綱等に関する質問への回答の公表

平成 25 年 7 月 22 日（月）に本事業に係るホームページを通じて公表する。回答の公表に当たっては、質問者を匿名化する。なお、混乱を招く恐れがあると判断した質問に対しては、回答しない旨を回答書に記載することがある。

4. 3　説明会及び現場見学会

応募希望者に対して、以下のとおり説明会及び現場見学会を実施する。なお、説明会会場で実施要綱等は配布しない。

4. 3. 1　説明会

⑴　開催日時　　平成 25 年 6 月 25 日（火）
　　　　　　　　午後 1 時 30 分～午後 4 時

⑵　開催場所　　会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
　　　　　　　　会津若松市水道部　2 階大会議室

4. 3. 2　現場見学会

⑴　開催日時　　平成 25 年 6 月 26 日（水）
　　　　　　　　午前 9 時～午後 5 時の市が指定する時間（各参加者に別途通知）

⑵　参集場所　　滝沢浄水場等対象施設

4. 3. 3　申込方法

説明会・現場見学会参加申込書（様式 1）に記入の上、直接持参、郵送又は「9 本事業に関する問合せ先」に示すアドレスに宛てた電子メールにより提出すること。

4. 3. 4　申込期限

平成 25 年 6 月 24 日（月）午後 5 時　必着。

4. 4　資料の閲覧

応募希望者に対して、以下のとおり資料の閲覧期間を設ける。

4. 4. 1　実施期間及び実施場所

⑴　実施期間　　平成 25 年 6 月 25 日（火）～7 月 2 日（火）
午前 9 時～午後 5 時
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

⑵　実施場所　　会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
会津若松市水道部　1 階第 1 会議室

⑶　その他　　複写機を本市で準備するので、希望者は、有料（1 部 10 円）にて使用することができる。

4. 4. 2　申込方法

閲覧申請書（様式 2）に記入の上、直接持参、郵送又は「9 本事業に関する問合せ先」に示すアドレスに宛てた電子メールにより提出すること。

4. 4. 3　申込期限

平成 25 年 6 月 24 日（月）午後 5 時　必着。

4. 5　応募表明書及び応募資格確認申請書の提出

応募希望者は、「8.1 応募資格確認申請時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。なお、提出書類のうち業務分担に係る協定書又は覚書について提出時までに各分担業務の額が決定されない場合は、その理由及び市内業者が分担する業務が建設工事請負代金の 100 分の 20 以上相当となる旨を当該協定書に明示すること。また、各分担業務の額が決定した場合は、各分担業務の額を記入した書類（任意様式）を提案書提出時までに提出すること。

4. 5. 1　提出期間及び時間

平成 25 年 7 月 16 日(火)～19 日（金）
午前 9 時～正午　及び　午後 1 時～午後 4 時

4. 5. 2　提出方法

「9. 本事業に関する問合わせ先」宛てに持参し、提出すること。代表企業以外の者が持参する場合は、委任状（様式 8）を持参すること。

4. 5. 3　応募の辞退

応募表明書を提出した後に応募を辞退することとなった場合は、応募辞退届（様式 6）を平成 25 年 8 月 2 日（金）午後 5 時までに、「9. 本事業に関する問合わせ先」宛てに持参し、提出すること。代表企業以外の者が持参する場合は、委任状（様式 8）を持参するこ

と。なお、応募を辞退しても、今後本市の行う業務において不利益な扱いを受けることはない。

4.6 応募資格確認の審査及び修正

応募資格確認の審査を平成25年7月22日（月）から24日（水）まで事務局で行う。

審査の結果、応募表明書、応募資格確認申請書及び添付書類に不備があった場合には、本市の指示に従い、平成25年7月25日（木）から31日(水)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までの間に必要な修正を行い再度提出のこと。

4.7 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、平成25年8月5日（月）までに、代表企業に対して書面で通知する。この場合、応募資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。

4.8 提案書の提出

応募希望者は、「8.2提案書提出時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。

4.8.1 提出期間及び時間

平成25年9月2日(月)～9月13日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時～正午　及び　午後1時～午後4時

4.8.2 提出方法

「9.本事業に関する問合わせ先」宛てに持参し、提出すること。代表企業以外の者が持参する場合は、委任状（様式 8）を持参すること。なお、一度提出された書類の返却及び差し替えには一切応じない。

4.8.3 提出部数

提案書は、正本1部、副本20部を提出すること。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの一式を併せて提出すること。

4.8.4 提案書作成要領

提案書は、別紙の様式を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等で「A3版」を使用するときは、折り綴じること。各提案書は分冊とし、応募資格確認結果の通知に記載された応募者番号を必ず記載すること。

また、応募者が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと。

4.9 既存施設の調査

4.8の提出にあたって既存施設のデータ等収集のための調査を実施する。

4.9.1　調査の目的

調査は、本事業に応募しようとする者が、滝沢浄水場更新整備業務における既存施設の流用にあたって施設の強度、状態等を確認し、提案書作成の際のデータ等を得るために行う。なお調査は、本事業に応募しようとする者が自らの費用で行わなければならない。

4.9.2　調査期間及び時間

平成25年7月8日(月)～7月12日（金）

午前8時30分～午後5時15分

ただし、調査に関する準備、後片付けを含む。

4.9.3　調査の場所

滝沢浄水場のうち、滝沢浄水場内にある普通沈澱池、緩速3号配水池、急速3号配水池排泥池、濃縮槽、天日乾燥床とする。

4.9.4　調査に関する事項

調査に関する事項については、別に公表する「滝沢浄水場更新整備等事業に係る既存施設調査実施要綱」に示す。

4.9.5　調査参加申込方法

既存施設調査申込書（様式 2-2）に記入の上、直接持参、郵送又は「9 本事業に関する問合せ先」に示すアドレスに宛てた電子メールにより提出すること。

4.9.6　申込期限

平成25年6月24日（月）午後5時　必着。

5　提案書等の審査

5.1　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者から提案書が提出された後、委員会は、応募者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、応募者に対して、プレゼンテーション参加要請書により日時及び場所を通知する。

⑴　応募者は、プレゼンテーションを30分以内で実施し、プレゼンテーション終了後委員会は、20分以内で当該応募者に対するヒアリングを実施する。

⑵　プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器等を利用して行うことも可とする。なお、使用する電子機器等は、応募者が準備すること。

⑶　応募者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料等は使用できない。

⑷　プレゼンテーション参加者は、提案内容を熟知している者5名以内とし、参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出ること。

5．2　委員会の審査及び審査事項

委員会は、審査により最優秀提案者を選定する。審査事項については、別に公表する「事業者選定基準」に示す。

5．3　最優秀提案の選定

委員会は、提案書に記載された内容について、事業者選定基準に示す得点化に従って評価する。委員会では、審査項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点が同点の提案が2以上ある場合には、価格点が最も高い提案を最優秀提案とする。また、得点及び価格点が同点の提案が2以上ある場合は、当該2以上の提案を最優秀提案として選定する。

5．4　優先交渉権者の決定

⑴　本市は、委員会からの最優秀提案の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

⑵　最優秀提案が2以上ある場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。くじ引きを行う手順等については、事態発生時に本市から当該提案者に対し通知する。

⑶　選定結果は、優先交渉権者の決定後直ちに各応募者に通知するとともに、本事業にかかるホームページで公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

5．5　失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

⑴　提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

⑵　提案書に虚偽の記載があった場合

⑶　実施要綱等に違反すると認められた場合

⑷　提案書記載価格が、実施要綱に示す事業費の上限額を超えている場合

6　事業実施に関する事項

6．1　業務遂行管理責任者の選任

本事業の実施にあたり、事業者（SPC）は、水道浄水施設管理技士1級・2級の資格を有する者をもって、業務遂行管理責任者を選任する。業務遂行管理責任者は、本事業における責任者として、現場代理人たる統括責任者を指揮し、事業全体の遂行を管理する。

6．2　統括責任者の選任

事業者（SPC）は、本事業の維持管理における現場業務の責任者として、統括責任者を選任する。統括責任者は業務遂行管理責任者の指示のもと、各事業の遂行を管理する。

6．3　事業活動拠点の設置

事業者（SPC）は、本事業の円滑な遂行を図るため、自己の事業活動の拠点となる本店、支店及び事業所等を市内に設置すること。

6．4　業務の再委託等

本事業の実施にあたり、事業者は、業務の全部を再委託することはできない。ただし、本市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を再委託し、又は請負わせることができる。その場合、事業者と再委託者との関係及び再委託したものの所在、氏名等を明らかにした書面を本市へ届出すること。

6．5　本事業で予想されるリスクとリスク分担

本事業で予想されるリスクについて本市と事業者の分担概略を別紙1に示す。なお、詳細については、別に公表する「浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書（案)」を参照のこと。

6．6　対象施設と所在地等

本事業の対象となる施設及びその所在地等については、別に公表する「業務要求水準書」に示す。

6．7　保険

本市は、本事業の期間中、既存施設及び新設対象施設について、災害共済に加入する予定である（以下「加入保険」という。)。本市が、加入保険による給付を受けた場合、当該給付の原因が事業者の帰責事由によるときは、保険者が事業者に対して求償する場合がある。なお、現加入保険の内容については、応募資格が確認された者に対して、以下のとおり開示する。

⑴　期　　間　　平成25年8月5日（月）～8月9日（金）
⑵　時　　間　　午前9時～正午　及び　午後1時～午後4時
⑶　開示場所　　会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2
　　　　　　　　会津若松市水道部総務課総務グループ

6．8　本事業の実施状況の監視（モニタリング）

本市は、事業契約に基づき事業者より提供されるサービスの履行確認等のため、定期及び随時に書面及び現地調査等により監視を行う。なおモニタリングに関する事項は別に公表する「浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約書（案)」に示す。

7　契約に関する事項

7．1　事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者との間で基本協定を締結し、これに基づき本市と設計企業及び工事企業（建設JVを組織する場合には建設JV。以下本項において同じ。）との間で設計及び

建設工事請負契約を締結する。また、本市とSPCは、維持管理業務の開始に先立ち浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から設計及び建設工事請負契約締結までの間、優先交渉権者又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

7. 2　特別目的会社（SPC）の設立

受注者は、維持管理業務を実施するため、事業契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者であるSPCとして、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、会津若松市とする。なお、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。なお、構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理業務委託契約の終了まで100分の30を超えなければならない。

8　提出書類

8. 1　応募資格確認時の提出書類

応募資格確認申請時は、以下（表8-1）の書類をまとめて1部提出すること。

表 8-1　応募資格確認申請時の提出書類

提出書類			様式	留意事項
応募表明書			様式 4	
応募資格確認申請書			様式 5	
添付書類	会社概要書		―	
	業務経歴書		―	
	登記簿謄本		―	募集公告日以降に交付されたものを構成員すべてが提出すること。
	定款		―	最新のものを構成員すべてが提出すること。
	直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		―	構成員すべてが提出すること。
	国税に係る納税証明書		―	直近 1 ヶ年度分の納税証明書「その 3 の 3」を構成員すべてが提出すること。
	会津若松市税に係る納税証明書		―	・直近 1 ヶ年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書 ・構成員のうち、会津若松市に納税義務のある企業すべてが提出すること。
	プロポーザル応募者からの暴力団等の排除に関する誓約書		様式 5-2	
	設計企業	一級建築士事務所登録を証明する書類	―	設計企業で該当する企業及び当該資格を有する者が在籍している企業のうち、少なくとも 1 社が提出すること（写しで可）。
		技術士（上下水道部門、選択科目：上水道及び工業用水道）の有資格者 1 名以上在籍していることを証明する書類	―	
	建設企業	国内において表流水を原水とした膜ろ過方式による 1,000 ㎥／日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場の建設実績を証明する書類	―	・建設実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（1 件以上）。 ・膜ろ過装置の設置工事を行う企業が提出すること。
		特定建設業の許可を受けていることを証明する書類	―	建設企業の該当する企業が提出すること（写しで可）。
		経営事項審査に基づく総合評定値通知書	―	

<table>
<tr><td rowspan="6">添付書類</td><td rowspan="5">維持管理企業</td><td>国内において10,000 ㎥/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る。）の維持管理実績を証明する書類</td><td>—</td><td rowspan="2">・維持管理実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（1件以上)。
・維持管理企業で当該実績を有する企業のうち、少なくとも1社が提出すること。</td></tr>
<tr><td>急速ろ過方式5年以上かつ緩速ろ過方式3年以上の浄水施設運転管理業務実績を証明する書類</td><td>—</td></tr>
<tr><td>水道法第24条の3に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が5年以上有する者が1名以上在籍していることを証明する書類</td><td>—</td><td rowspan="3">維持管理企業で当該資格を有する者が在籍している企業のうち、少なくとも1社が提出すること（写しで可)。</td></tr>
<tr><td>水道浄水施設管理技士1級又は2級の資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類</td><td>—</td></tr>
<tr><td>業務要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計業務及び工事に関して、代表企業とグループ各構成員間の業務分担に関する協定書又はその覚書</td><td>—</td><td>・単独企業の場合は提出不要。
・少なくとも次の事項を含むこと。
①代表企業の権限
②各構成員の分担業務と価額
③取引金融機関
④構成員間の必要経費の分配方法
⑤共通費用の分担方法
⑥構成員相互間の責任の分担
⑦設計・建設期間における構成員の破産又は解散に対処する処置</td></tr>
</table>

8. 2　提案書提出時の提出書類

提案書提出時は、以下（表8-2）の書類を提出すること。

表 8-2　提案書提出時の提出書類

<table>
<tr><th>提出書類</th><th>摘要</th><th>様式</th><th>部数</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>提案書提出届</td><td></td><td>様式７</td><td>１部</td><td rowspan="10">・Ａ４版ファイル綴じとする。図面でＡ３版を使用する場合はＡ４版に折り込むこと。

・文字サイズは 10 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。

・提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。</td></tr>
<tr><td>(1)事業計画に関する提案</td><td></td><td rowspan="8">技術提案様式集</td><td rowspan="9">正本
１部

副本
20 部</td></tr>
<tr><td>(2)新設滝沢浄水場の設計に関する提案</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>(3)新設滝沢浄水場の建設に関する提案</td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 新設滝沢浄水場の維持管理に関する提案</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)既設浄水場を含む全浄水場の維持管理に関する提案</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)その他</td><td></td></tr>
<tr><td>(7)設計根拠図書(計算書・図面等)及び添付書類</td><td></td></tr>
<tr><td>(8)事業費内訳書</td><td></td></tr>
<tr><td>(9)提案書の電子データ一式 (CD-R)</td><td>※2</td><td>－</td></tr>
</table>

※1　膜ろ過装置と膜モジュールの認定証の写しを(7) 設計根拠図書(計算書･図面等)及び添付書類に添付すること。

※2　提案書を通じて印刷できるようにしたデータとすること。(PDF 形式)

9　本事業に関する問合せ先

会津若松市水道部総務課総務グループ

所　在　地　会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

電　　　話　0242-22-6073

Ｆ　Ａ　Ｘ　0242-22-6173

電子メール　suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

Ｕ　Ｒ　Ｌ　http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

【別紙1】リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者 市	負担者 民間事業者
共通	実施要項		記載内容の変更及び誤りに関するもの	○	
	契約締結		市の帰責事由により、優先交渉権者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○	
			事業者の帰責事由により、優先交渉権者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	○	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	○	
			浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
		法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更等		○
		行政指導	規制、指導	○	
		許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
			上記以外の許認可の遅延に関わるもの	○	
		税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
			消費税の変更に関わるもの	○	
	社会	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
			市の帰責事由による第三者賠償等	○	
		住民対応	本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等	○	
			調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
		環境問題	市の要求に起因する環境問題	○	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
	その他	見学者事故	事業者の維持管理範囲内の施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		○
		安全確保	調査、工事、運転維持管理における安全の確保		○
		従事者の不正、犯罪	情報漏洩、横領等		○

	事業者の発注する業務	事業者が発注する契約の内容変更等		○
	事業の中断	市の帰責事由による事業の中断等	○	
		事業者の帰責事由による事業の中断（事業者の経営破たん又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		○
	不可抗力	戦争、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△***
計画・設計	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	○	
		上記以外の測量・調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	市の請求による変更、不備	○	
		事業者からの請求による変更、不備		○
	各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	○	
建設	用地	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、土壌汚染等）	○	
		地中埋設物（埋設管、電気ケーブル、ハンドホール等）		○
	工事遅延	市の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延	○	
		事業者の帰責事由による完工（維持管理開始）遅延		○
	工事監理	工事現場管理に関するもの		○
		工事監理に関するもの	○	
	工事費の増大	市の帰責事由による工事費増大	○	
		事業者の帰責事由による工事費増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷	○	△
	安全性確保	工事現場における事故等の発生		○
維持管理（滝沢浄水場新設施設）	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
	施設性能	要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合		○
	施設の瑕疵	新設対象施設の瑕疵が見つかった場合		○
	施設の損傷	新設対象施設の劣化による損傷		○

維持管理（滝沢浄水場新設施設）	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	△***
		上記以外の維持管理費の増大		○
	機器更新	機器更新について不具合が発生した場合		○
	修繕費の増大	新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合		○
	物価､水量変動	物価、水量の変動による維持管理費の増減	○*	○*
維持管理（滝沢浄水場既存流用施設）	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
	施設の瑕疵	事業者が改良した既設流用対象施設の瑕疵が見つかった場合	△	○
	施設の損傷	事業者が改良した既設流用対象施設の劣化による損傷	△	○
	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	
		上記以外の維持管理費の増大		○
	機器更新	事業者が設置した機器更新について不具合が発生した場合	△	○
	修繕費の増大	大規模な修繕が必要となった場合	△**	○
	物価､水量変動	物価、水量の変動による維持管理費の増減	○*	○*
維持管理（既存施設）	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの		○
		市による指示書等の内容の不備によるもの	○	
		業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○

維持管理（既存施設）		事業者側の労使間における労働争議によるもの		○
		契約時の業務引継の不備によるもの	○	○
	施設の瑕疵	既存対象施設の瑕疵が見つかった場合	○	△
	施設の損傷	既存対象施設の劣化による損傷	○	△
	維持管理費の増大	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大	○	
		上記以外の維持管理費の増大		○
	修繕費	既存施設について修繕費が50万円を上回った場合	○	△
	費用の増加	事業者の帰責事由により修繕費が増大した場合		○
		施設の機能・性能上、要求水準を満足できない場合に係る費用（更新費等）	○	
	物価､水量変動	物価、水量の変動による維持管理費の増減	○*	○*
終了	終了手続き	事業終了に伴う諸費用の発生に関するもの、SPCの清算手続きに伴う評価損益等		○

凡例：○主負担　△従負担

* 物価変動リスクについては本市が主に負うが、事業契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。

** 事業期間中の修繕費の総額は変更しないが、長期修繕計画の適時の見直しは可能とする。この見直しの結果、ある年度における修繕の実施額が当初の計画額を超過する場合には、当該超過額について本市と協議を行い費用負担を決定する。

*** 当該リスクについては本市が主に負うが、滝沢浄水場の新設施設については要求水準に規定する範囲については事業者が負担するものとし、それを超える範囲については市が負担する。